

事業者 エネルギー価格等 高騰対策支援金



— 申込みの手引き —

<受付期間>

令和7年5月15日(木)から令和7年8月15日(金)まで

市川市事業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

<受付時間> 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

<電話番号> 050-3198-5682

<メールアドレス> shien@ichikawacity-energy2025.com

<令和7年5月15日版>

目次

ページ番号

・お問い合わせ先・特設WEBサイト	2
・事業者エネルギー価格等高騰対策支援金とは	3~4
給付要件	
・他支援金との併給	5
・給付対象外となる場合	6
・給付要件の特例	6~7
必要書類	
・必要書類確認フローチャート	8
・必要書類（法人）	9~12
・必要書類（個人事業者）	13~17
・必要書類（その他）	18
見本・記入例	
・提出書類見本	19~26
・記入例（様式第1号）	27~31
・記入例（様式第2号）	32
・よくある質問/宛名ラベル	33~35

お問い合わせ先・特設WEBサイト

お問い合わせ先

本支援金についてのご質問は、下記にお問い合わせください。

事業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

住所	〒277-0831 千葉県柏市根戸206-3 北柏ビル2階
TEL	050-3198-5682
E-メール	shien@ichikawacity-energy2025.com 
受付時間	9:00～17:00 ※土日祝日を除く

オンライン申込URL

市公式Webサイトから手続きに進み、必要事項を入力してください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/eco05/0000461317.html>



郵送申込窓口（郵送先）



* 必要に応じて、専用宛名ラベル（最終ページ）をご利用ください。

〒277-0831
千葉県柏市根戸206-3 北柏ビル2階
市川市事業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局 宛て

申込受付期間

令和7年5月15日（木）～ 令和7年8月15日（金） 23:59

- 郵送申込の場合、最終日の**消印有効**です。
- オンライン申込の場合、最終日の**23:59まで**に送信を完了してください。
- お手続きがスムーズなオンライン申込を推奨します。

事業者エネルギー価格等高騰対策支援金とは

給付対象者

①から③のすべてに該当する中小企業・個人事業者

①令和6年4月から令和7年3月までのうち、連続する3か月以上の期間において、(A)又は(B)が下表のいずれかに該当する

(A)光熱費及び燃料費の合計額

光熱費…電気料金、ガス料金

燃料費…ガソリン・軽油・重油・灯油・ガスの購入に要する費用

(B)光熱費・燃料費及び原材料費の合計額

原材料費…原材料、食料品、消耗品等の購入に要する費用

月	(A)	(B)
連続する3か月	10万円以上	150万円以上
連続する4か月	12万円以上	200万円以上
連続する5か月	15万円以上	250万円以上
連続する6か月	18万円以上	300万円以上
連続する7か月	21万円以上	350万円以上
連続する8か月	24万円以上	400万円以上
連続する9か月	27万円以上	450万円以上
連続する10か月	30万円以上	500万円以上
連続する11か月	33万円以上	550万円以上
令和6年4月から 令和7年3月まで	36万円以上	600万円以上

Q. 連続する3か月以上の期間とは？

A. 以下の例のとおり、3か月以上の月が、断続的ではなく連続している期間のことです。連続する期間は、ご自身でお選びいただけます。

例1) 4月・5月・6月を選択……………連続する3か月で合計10万円→○

例2) 12月・1月・2月・3月を選択…連続する4か月で合計12万円→○

例3) 7月・8月・10月を選択……………選択した月が連続していない→×

②法人の場合：市内に本店（法人税の納税地）を有する
個人事業者の場合：市内に主たる事業所を有する

③今後も市内で事業を継続する意思がある

事業者エネルギー価格等高騰対策支援金とは

給付額

1者あたり**一律75,000円**

※令和6年4月以降に開業等をした場合を除く（詳しくは7ページをご参照ください。）

中小企業者とは

中小企業基本法第2条第1項で規定する者、及び同項で規定する各業種における、資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数が、下表の業種ごとに規定される規模以下の法人格を持つ、その他の法人をいいます。

業種	以下のいずれかを満たす者	
	資本金	従業員の数
小売業／飲食業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援、医療福祉、その他）	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業、その他）	3億円以下	300人以下

※中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、組合等）の場合も、上表の業種ごとに規定される規模以下の場合を対象となります。

個人事業者とは

中小企業者のうち、所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第一表において事業欄に「収入金額等」を有する者、又は市民税・県民税の申告書類において事業欄に「収入金額等」を有する者をいいます。

また、それ以外の収入金額を有する個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）の提出者を含みます。

他支援金との併給

- 本支援金は、原則他支援金等との併給が可能ですが、併給要件等につきましては下記をご確認ください。

STEP1 他支援金給付対象の確認

下表A～Dの給付要件に該当しますか。

記号	給付要件	はい	いいえ
A	以下3点のうちいずれかに該当する ・市内に停留所及び路線を有するバス事業者 ・市内に営業所若しくは事業所を有する法人のタクシー事業者 ・市内に住所を有する個人のタクシー事業者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B	以下2点のどちらにも該当する ・貨物自動車運送事業の許認可又は貨物軽自動車運送事業の届出がある ・市内に「貨物又は特種」用途とする事業用の車両を1台以上保有している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
C	市川市内で「障害福祉サービス事業所等」を運営している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
D	市川市内で「介護サービス事業所・施設（一部サービスを除く。）」を運営している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		1つでも☑ ↓ STEP2へ	全て☑ ↓ 確認終了

STEP2 対象外品目の確認

本市が実施する他支援金（A～D）の給付対象者に該当する場合、それぞれ以下の品目が本支援金の給付対象経費から除外されます。

記号	該当する支援金名	対象外品目	担当課
A	公共交通事業者原油価格高騰対策支援金	燃料費のうちガソリン・軽油・ガス	交通計画課 047-712-6341
B	貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金	燃料費のうちガソリン・軽油・ガス	商工課 047-712-8779
C	令和6年度障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金	光熱費・燃料費のうちガソリン・軽油 原材料費のうち食材・消耗品	障がい者支援課 047-712-8516
D	令和6年度介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金	光熱費・燃料費のうちガソリン 原材料費のうち消耗品	地域共生課 047-712-8390

※給付対象者がどうか不明な場合は、担当課にお問い合わせください。
(上記の担当課は、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金第2弾の内容はお答えできません。)

給付対象外となる場合・給付要件の特例

以下の①～⑧に1つでも該当する事業者は、給付対象外となります。

- ① 法人：申込日時点において、市川市内に本店（法人税の納税地）を有していない者
- ② 個人事業者：申込日時点において、市川市内に事業所を有していない者
- ③ 個人事業者：申込日時点において、被雇用者又は被扶養者である者（国民健康保険の資格で判定）
- ④ 法人税法別表第1に規定する公共法人
- ⑤ 政治団体、宗教団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者等
- ⑥ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑦ すでに本支援金（第2弾）の給付を受けた者（第1弾の申込をした者が第2弾の申込をすることは可能）
- ⑧ 納期限が到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人にあっては、当該本店又は住所がある市区町村の市区町村税）を完納していない者

給付要件の特例

以下のいずれかに該当する場合は、下表をご確認ください。

令和6年4月から令和7年3月までの間に、

- ① 個人事業者から法人化した（法人成り）
- ② 法人から個人事業主化した（個人成り）
- ③ 事業承継を行った（事業承継）

事例	対象となる費用	
① 個人事業者から法人化した ※証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合	法人化月*1より前の月	法人化前の個人事業者の対象となる費用
	法人化月以降	法人化後の法人の対象となる費用
② 法人から個人事業主化した ※証拠書類等の一部が法人として作成されている場合	個人事業主化月*2より前の月	個人事業主化前の法人の対象となる費用
	個人事業主化月以降	個人事業主化後の個人事業者の対象となる費用
③ 事業承継を行った ※証拠書類等の一部が承継前の事業者により作成されている場合	事業承継月*3より前の月	事業承継前の事業者の対象となる費用
	事業承継月以降	事業承継後の事業者の対象となる費用

* 1：法人化した日の属する月 * 2：個人事業主化した日の属する月 * 3：事業承継を行った日の属する月

(例) 個人事業者Aが令和7年1月に法人となり、令和6年12月から令和7年2月までの3か月の原材料費で申込する場合、12月の個人事業者の原材料費 + 1～2月の法人化後の原材料費 → **申込可**

※①～③の特例を適用する場合、事業形態等に変更が生じたことが分かる資料を別途添付してください。詳しくは、18ページをご参照ください。

給付要件の特例

令和6年4月以降に開業した場合の例

合同会社、市内事業所1か所の場合

<開業日> 令和6年10月10日

<対象月数> 5か月（※開業月の翌月から起算した月数）

<光熱費及び燃料費の支払い実績>

月	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3か月合計
選択	-	不可	○	○	○			11万円
支払額	-	5万円	3万円	4万円	4万円	3万円	3万円	

<給付要件の判定>

ア：連続する3か月の合計…11万円

イ：給付要件…10万円

⇒ ア(11万円) ≥ イ(10万円)…要件充足

<給付額>

75,000円×(5か月/12か月)=31,250円

開業等を行った月	支援金申込（請求）額
令和6年3月以前	75,000円
同年4月	68,750円
同年5月	62,500円
同年6月	56,250円
同年7月	50,000円
同年8月	43,750円
同年9月	37,500円
同年10月	31,250円
同年11月	25,000円
同年12月	18,750円

必要書類確認フローチャート

3ページの「給付対象者」に該当することをご確認のうえ、以下のA1～A4、B1～B5のうち、当てはまるパターンをご参照ください。

法人の場合

A1：確定申告を行っている法人	P.9
A2：開業後間もないため、確定申告時期を迎えていない法人	P.10
A3：特定非営利活動法人、社会福祉法人及び公益法人等、確定申告を要さない法人	P.11
A4：開業後間もないため、確定申告時期を迎えていない特定非営利活動法人、社会福祉法人及び公益法人等	P.12

個人事業者の場合

B1：青色申告を行っている個人事業者	P.13
B2：白色申告を行っている個人事業者	P.14
B3：事業収入を給与収入や雑収入で申告している個人事業者	P.15
B4：確定申告を行っていない個人事業者	P.16
B5：開業後間もないため、確定申告時期を迎えていない個人事業者	P.17

必要書類（法人）

A1：確定申告を行っている法人

- 申込書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書・同意書（様式第2号）
- 対象となる費用の領収書等の写し

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス)	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)
燃料費 (ガソリン等)	利用額・利用月・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用 明細、請求書+支払い実績(通帳の写しなど)

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用とで併用している
場合、税の申告時と同様に、按分し、按分率を余白に記入する必要があります。

- 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- 法人税確定申告書別表1の控え
※申込日時点で直近の事業年度分
- 法人事業概況説明書（両面）の控え
※申込日時点で直近の事業年度分

過去に本支援金（第1弾）の申込をした方は、
これらの添付書類を省略することができます。

必要書類（法人）

A2：開業後間もないため、確定申告時期を迎えていない法人

- 申込書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書・同意書（様式第2号）
- 対象となる費用の領収書等の写し

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス)	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)
燃料費 (ガソリン等)	利用額・利用月・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用 明細、請求書+支払い実績(通帳の写しなど)

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用とで併用している場合、税の申告時と同様に、按分し、按分率を余白に記入する必要があります。

- 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- 法人設立届出書の写し（税務署宛に提出したもの）

必要書類（法人）

A3：特定非営利活動法人、社会福祉法人及び公益法人等、確定申告を要さない法人

- 申込書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書・同意書（様式第2号）
- 対象となる費用の領収書等の写し

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス）	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払い実績（通帳の写しなど）
燃料費 （ガソリン等）	利用額・利用月・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用明細、請求書+支払い実績（通帳の写しなど）

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用とで併用している場合、税の申告時と同様に、按分し、按分率を余白に記入する必要があります。

- 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- 活動計算書、正味財産増減計算書等
※根拠法令等において作成が義務付けられている書類、又はこれに類するものであって、直近の事業年度の法人事業収入が確認できるもの
- 申込者の履歴事項全部証明書
※3か月以内に発行されており、かつ申込時の代表者氏名の記載のあるもの
- 事業規模（常時使用する従業員の数）が確認できる書類

過去に本支援金（第1弾）の申込をした方は、これらの添付書類を省略することができます。

必要書類（法人）

A4：開業後間もないため、確定申告時期を迎えていない特定非営利活動法人、社会福祉法人及び公益法人等

- 申込書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書・同意書（様式第2号）
- 対象となる費用の領収書等の写し

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス)	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)
燃料費 (ガソリン等)	利用額・利用月・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用 明細、請求書+支払い実績（通帳の写しなど）

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用とで併用している
場合、税の申告時と同様に、按分し、按分率を余白に記入する必要があります。

- 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- 申込者の履歴事項全部証明書
※3か月以内に発行されており、かつ申込時の代表者氏名の記載のあるもの
- 事業規模（常時使用する従業員の数）が確認できる書類

必要書類（個人事業者）

B1：青色申告を行っている個人事業者

- 申込書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書・同意書（様式第2号）
- 申込者本人名義の国民健康保険証の写し
 - ※記号、番号、保険者番号及び二次元コードをマスキングしたもの
 - ※任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しを含む
 - ※申込日まで有効であるもの
 - 国民健康保険証をお持ちでない方は19ページをご参照ください。
- 対象となる費用の領収書等の写し

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス)	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)
燃料費 (ガソリン等)	利用額・利用月・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用 明細、請求書+支払い実績(通帳の写しなど)

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用とで併用している場合、税の申告時と同様に、按分し、按分率を余白に記入する必要があります。

- 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- 所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）
 - ※申込日時点で最新のもの
- 所得税の青色申告決算書の控え（1枚目と2枚目）
 - ※申込日時点で直近の事業年度分

過去に本支援金（第1弾）の申込をした方は、これらの添付書類を省略することができます。

必要書類（個人事業者）

B2：白色申告を行っている個人事業者

- 申込書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書・同意書（様式第2号）
- 申込者本人名義の国民健康保険証の写し
※記号、番号、保険者番号及び二次元コードをマスキングしたもの
※任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しを含む
※申込日まで有効であるもの
→国民健康保険証をお持ちでない方は19ページをご参照ください。
- 対象となる費用の領収書等の写し

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス)	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)
燃料費 (ガソリン等)	利用額・利用月・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用 明細、請求書+支払い実績(通帳の写しなど)

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用とで併用している
場合、税の申告時と同様に、按分し、按分率を余白に記入する必要があります。

- 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- 所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）
※申込日時点で最新のもの
- 所得税の収支内訳書の控え（1枚目と2枚目）
※申込日時点で直近の事業年度分

過去に本支援金（第1弾）の申込をした方は、
これらの添付書類を省略することができます。

必要書類（個人事業者）

B3：事業収入を給与収入や雑収入で申告している個人事業者

- 申込書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書・同意書（様式第2号）
- 申込者本人名義の国民健康保険証の写し
 - ※記号、番号、保険者番号及び二次元コードをマスキングしたもの
 - ※任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しを含む
 - ※申込日まで有効であるもの
 - 国民健康保険証をお持ちでない方は19ページをご参照ください。
- 対象となる費用の領収書等の写し

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス)	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)
燃料費 (ガソリン等)	利用額・利用月・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用 明細、請求書+支払い実績(通帳の写しなど)

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用とで併用している場合、税の申告時と同様に、按分し、按分率を余白に記入する必要があります。

- 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- 所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）
 - ※申込日時点で最新のもの
- 個人事業の開業・廃業等届出書の控え
 - ※申込日時点で直近の事業年度分

過去に本支援金（第1弾）の申込をした方は、
これらの添付書類を省略することができます。

必要書類（個人事業者）

B4：確定申告を行っていない個人事業者

- 申込書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書・同意書（様式第2号）
- 申込者本人名義の国民健康保険証の写し
 - ※記号、番号、保険者番号及び二次元コードをマスキングしたもの
 - ※任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しを含む
 - ※申込日まで有効であるもの
 - 国民健康保険証をお持ちでない方は19ページをご参照ください。
- 対象となる費用の領収書等の写し

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス)	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)
燃料費 (ガソリン等)	利用額・利用月・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用 明細、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用とで併用している
場合、税の申告時と同様に、按分し、按分率を余白に記入する必要があります。

- 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- 個人事業の開業・廃業等届出書の控え
- 市民税・県民税申告書の控え（両面）
※申込日時点で直近年度のもの
- 市民税・県民税申告書の収支内訳書の控え（各1枚）
※申込日時点で直近年度のもの

過去に本支援金（第1弾）の申込をした方は、
これらの添付書類を省略することができます。

必要書類（個人事業者）

B5：開業後間もないため、確定申告時期を迎えていない個人事業者

- 申込書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書・同意書（様式第2号）
- 申込者本人名義の国民健康保険証の写し
 - ※記号、番号、保険者番号及び二次元コードをマスキングしたもの
 - ※任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しを含む
 - ※申込日まで有効であるもの
 - 国民健康保険証をお持ちでない方は19ページをご参照ください。
- 対象となる費用の領収書等の写し

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス)	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)
燃料費 (ガソリン等)	利用額・利用月・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用 明細、請求書+支払い実績 (通帳の写しなど)

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用とで併用している場合、税の申告時と同様に、按分し、按分率を余白に記入する必要があります。

- 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- 個人事業の開業・廃業等届出書の控え

必要書類（その他）

その他下記の場合の提出書類

No.	区分	提出書類
1	提出した確定申告書の記載内容に変更があった場合	<p>個人：「主たる事業所の所在地、名称（屋号）」の変更</p> <p>➡個人事業の開業・廃業等届出書</p> <p>「住所、氏名」の変更</p> <p>➡本人確認書類の写し</p>
		<p>法人：「納税地」の変更</p> <p>➡異動届出書（法人税法第15条、第20条） （税務署宛に提出したもの）</p> <p>「代表者、資本金」の変更</p> <p>➡履歴事項全部証明書</p>
2	【法人】 振込先口座が 法人名義以外の場合	<p>・委任状（①委任者（申込者の名前・住所）、②受任者（振込先名義人の名前・住所）、③委任の文言 の記載のあるもの）</p> <p>・委任者と受任者それぞれの本人確認書類の写し</p>
	【個人事業者】 振込先口座が 本人名義以外の場合	<p>※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、住民基本台帳カード（写真付き／表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等</p>
3	事業形態を変更 又は事業承継をした場合 ※提出書類の内容から事業 引継ぎが確認できること	<p>（個人⇒法人）※個人事業を廃業し、法人を設立した場合</p> <p>➡①個人事業の開業・廃業等届出書</p> <p>②法人設立届出書</p>
		<p>（法人⇒個人）※法人を廃業し、個人事業を設立した場合</p> <p>➡①異動届出書（法人税法第15条、第20条） （税務署宛に提出したもの）</p> <p>②個人事業の開業・廃業等届出書</p>
		<p>（個人⇒個人）※事業を引き継いだ場合</p> <p>➡個人事業の開業・廃業等届出書</p>
		<p>（法人⇒法人）※事業を引き継いだ場合</p> <p>➡事業形態等に変更が生じたことが分かる資料</p>

提出書類見本 **コピーしたものを提出ください**

令和6年12月2日から、保険診療は、マイナ保険証による受診を基本とする仕組みに移行されました。
 (マイナ保険証：健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)
 ご自身の、従来の健康保険証・マイナ保険証の有無を確認し、下表に該当する**いずれかの**書類をご提出ください。

従来の健康保険証	マイナ保険証	提出書類	説明等
有	有 又は 無	従来の国民健康保険証 	有効期間内である従来の国民健康保険証をお持ちの方は、マイナ保険証の有無に関わらず、従来の健康保険証をご提出ください。 (任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しを含む) ※令和6年12月2日をもって、保険証の新規発行は終了しております。12月2日以降に保険証を紛失された方、新しく国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入された方、世帯変更等で被保険者番号が変わった方は、下記2点のいずれかの書類をご提出ください。
無	有	資格情報のお知らせ(資格情報通知書) 	マイナ保険証のみお持ちの方は、資格情報のお知らせ(資格情報通知書)をご提出ください。
無	無	資格確認書 	従来の健康保険証をお持ちでなく、かつ以下に該当する方は、資格確認書をご提出ください。 ・マイナンバーカードを所持していない方 ・マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方 ・マイナ保険証の利用登録の解除を行った方 ・マイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れの方 ・マイナンバーカードを返還された方 ・後期高齢者医療制度に加入している方 (75歳以上の方・65歳以上で一定の障がいがある方)

×以下の書類は提出書類として認められませんので、ご注意ください。

×マイナポータル画面



×マイナンバーカード



被雇用者又は被扶養者でないことを確認するため、上表に記載の書類を提出書類としています。

左記2点では確認できないため、提出書類として認められません。

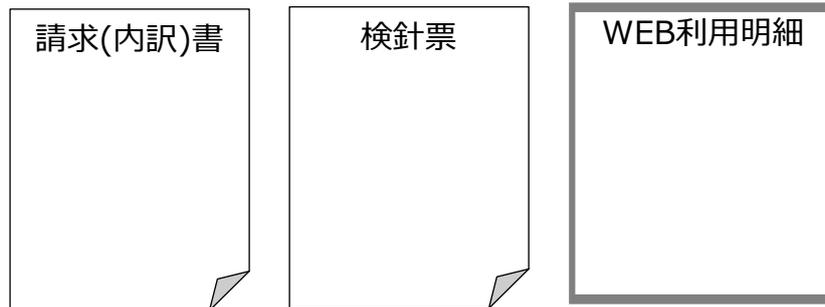
提出書類見本 **コピーしたものを提出ください**

対象となる費用の領収書の写し

- ①対象となる費用がわかる書類と②実際に支払ったことがわかる書類の2点が必要になります。
※1枚の書類で①と②の両方が確認できる場合は、1枚で問題ございません。

①対象となる費用がわかるもの（例）

利用額、利用者、利用月、品目、利用会社の表記のある書類



※WEB上の画面コピーや写真でも結構です

+

②実際に支払ったことがわかるもの（例）



※WEB上の画面コピーや写真でも結構です

提出書類見本 **コピーしたものを提出ください**

利用額、利用者、利用月、品目、利用会社の表記のある書類が必要です。

クレジット明細（ガソリン等）

クレジットカード ご利用明細書		2024年3月14日現在					
〇〇 〇〇 様		株式会社〇〇〇カード 〒東京都千代田区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 登録番号・営業部長(印)第〇〇〇〇					
カード番号	*****						
キャッシング設定日	****年**月**日						
ご請求金額	20,463円	ショッピング	キャッシング				
お支払日	2024年04月04日 金曜日	ご利用可能枠	2,000,000円				
お支払	〇〇銀行 〇〇支店	リ払い/コース	標準コース				
指定口座	普通 NO.1234****	実質年率	15.00%				
口座名義人	〇〇 〇〇〇		20.00%				
口座へのご準備はお支払日の前日（金融機関営業日）までにお済ませください。							
ご利用内容 2024年03月14日現在 2024年3月15日以後のご入金につきましては本明細に反映していません。							
下記明細の備考欄に * 印があるご利用分は、一部または全額をご入金いただいた明細です。「子貸借ご利用金額」へは差額を記載しております。							
ご請求内訳	3/14現在の残高	3/14現在の左記への入金	今回ご利用金額	3/14現在の残高	今回ご請求金額	手数料/利息/遅延損害金	今回お支払い残高
総額	30,615	0	20,463	20,463	20,463	0	0
リ払い	0	0	0	0	0	0	0
1回払い	30,615	30,615	20,463	20,463	20,463	0	0
2回払い							
ボーナス払い							
ご優待							
ご資金対象額							
遅延損害金							
増額払い/申し出額							
小計	0	0	0	0	0	0	0
キャッシング							
1回払い	0	0	0	0	0	0	0
1回払い	0	0	0	0	0	0	0
手続費用							
ご資金対象額							
遅延損害金							
増額払い/申し出額							
小計	0	0	0	0	0	0	0
その他請求							
小計	0	0	0	0	0	0	0
今回ご請求額の元金充当額	ショッピング	20,463円	キャッシング	0円			
キャッシングリ払い	返済期間:回数	2024年04月 ~ 2024年04月	0回	返済予定総額	0円		
ご利用明細	ご利用年月日	ご利用店及び品名	家族	支払区分	ご利用金額	備考	
	2024 02 13	「ショッピングご利用明細」					
	2024 02 13	▽▽▽▽▽▽▽▽		1回	890		
	2024 02 24	×××××		1回	11,493		
	2024 03 02	2月分 〇〇電気 電気料金		1回	4,466		
	2024 03 03	●●●●●●●●		1回	2,423		
	2024 03 03	□□□□□□□□		1回	1,191		

燃料の場合は、レギュラー、ハイオク、軽油、重油、灯油などの表記のあるものがが必要です。

表記がない場合は、別途、納品書、レシート等をご提出ください。

ガソリン代レシート A4用紙に貼り付けてコピーしてください (複数貼り付け可)

納品書（領収書）		
2024年02月15日 11:46		
売上	〇〇 〇〇 様	
提携カード	車両番号	実車番
レギュラー	P09	
数量	21.25L	※
単価	121円	¥2,571
(QRクーポン値引)	1円	- ¥21
値引後単価	120円	¥2,550
合計		¥2,550
(消費税10%対象)		¥2,550
内消費税等		¥232
クレジット支払	千葉日石 株式会社	
	DDメテオ〇〇SS	
	千葉県 船橋市米ヶ崎町〇〇-〇	
	TEL : 047-424-〇〇〇〇	

利用者の記載がない場合は、コピーの余白に利用者と利用目的を記入してください。

また、利用者が申込者（代表者）以外の場合は、別途、従業員等であることが分かるものの提出が必要です。（保険証・給与明細等）

提出書類見本 コピーしたものを提出ください

利用額、利用者、利用月、品目、利用会社の表記のある書類が必要です。

原材料費領収書

領 収 書

株式会社市川市役所 御中

No.00000000

発行日2024年6月10日

下記、正に領収いたしました。

株式会社支援金事務局

件名 ○○○
請求日 2024/5/1
支払期限 2024/5/30
入金日 2024/5/20

〒272-0000

千葉県市川市八幡1-1-1

TEL：047-000-0000

担当：市川 太郎

合計 153,401 円 (税込)

日付	摘要	数量	単位	単価	金額
4月7日	植物油	7	L	500	3,500
4月11日	黒コショウ	11	kg	3,150	34,650
4月21日	じゃがいも	21	kg	330	6,930
4月21日	ピーマン	31	kg	2,356	73,036
4月21日	人参	8	kg	333	2,664
4月21日	豚肉	12	kg	1,400	16,800
4月21日	小麦粉	1	kg	531	531
4月21日	お茶代	3	袋	448	1,344
				小計	139,455
				消費税	13,946
				合計	153,401

備考

領収書が複数になる場合は、計上する部分がわかるように明記してご提出ください。

領収書がない場合は、請求書 + 通帳の写しをご提出ください。

記入例（様式第1号）

様式第1号（第7条関係）

日付を申込期間内で記入してください。

事業者エネルギー価格等高騰対策支援金申込書兼請求書

市川市長

法人：本店（法人税の納税地）の所在地
 個人事業者：主たる事業所の所在地

令和7年5月15日

（申込者）

所在地（事業所）	〒272-0851 市川市八幡 1-1-1
名称（屋号）	株式会社市川市役所
代表者職	代表取締役
氏名	市川 太郎
代表電話番号	047-×××-×××
フリガナ 担当者名	イチカワ ジロウ 市川 次郎
担当者電話番号	090-×××-×××
メールアドレス	ichikawa@city.com

個人の場合、代表者職の記入は不要です。

※ 個人事業者の場合、代表者職の記入は不要です。

事業者エネルギー価格等高騰対策支援金の給付を受けたいので、下記のとおり申し込み、併せて、支援金の給付対象経費の額を報告します。

また、支援金の給付を承諾する旨の決定を受けたときは、その全額を下記に指定する口座に振り込んでください。

記

1 申込者の概要

申込者種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人
	<input type="checkbox"/> 個人事業者（個人事業者の場合、下表の資本金の欄への記入は不要です。）

（資本金若しくは出資の総額又は従業員の数のいずれかが括弧内の範囲となる法人又は個人が対象です（中小企業基本法第2条第1項）。）

申込者の業種	資本金	従業員の数
<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業	_____ 円 (5,000万円以下)	_____ 人 (50人以下)
<input type="checkbox"/> 卸売業	_____ 円 (1億円以下)	_____ 人 (100人以下)
サービス業（ <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、 <input type="checkbox"/> 娯楽業、 <input type="checkbox"/> 教育、 学習支援、 <input type="checkbox"/> 医療福祉、 <input type="checkbox"/> その他）	_____ 円 (5,000万円以下)	_____ 人 (100人以下)
<input type="checkbox"/> 旅館業	_____ 円 (5,000万円以下)	_____ 人 (200人以下)
<input type="checkbox"/> ソフトウェア業/情報処理サービス業	_____ 円 (3億円以下)	_____ 人 (300人以下)
その他（ <input type="checkbox"/> 建設業、 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 鉱業、 <input type="checkbox"/> 不動産業、 <input type="checkbox"/> 旅行業、 <input type="checkbox"/> 農林漁業、 <input type="checkbox"/> その他（ ））	<u>5000万</u> 円 (3億円以下)	<u>250</u> 人 (300人以下)

※ 特定非営利活動法人、医療法人等の場合は、上記に準じて記入してください。

個人の場合、資本金の記入は不要です。

記入例（様式第1号）

A・Bのいずれか一方のみに☑してください。

2 給付対象経費の内訳
A又はBのいずれかを選択し、記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> A	<input checked="" type="checkbox"/> B
令和6年4月から令和7年3月までのうち連続する3か月以上の期間において、 光熱費（電気、ガス）・燃料費（ガソリン、軽油、重油、灯油、ガス）の合計額が下表（A）欄のいずれかに該当する場合	令和6年4月から令和7年3月までのうち連続する3か月以上の期間において、 給付対象経費（光熱費・燃料費・原材料費）の合計額が下表（B）欄のいずれかに該当する場合
→ A表 に記入してください。	→ B表 （次頁）に記入してください。

※ 燃料費のうちの「ガス」とは、自動車を走行する際に要する燃料としての「ガス」を指します。

(表)

月	光熱費と燃料費の合計額（A）	給付対象経費の合計額（B）
連続する3か月	10万円以上	150万円以上
連続する4か月	12万円以上	200万円以上
連続する5か月	15万円以上	250万円以上
連続する6か月	18万円以上	300万円以上
連続する7か月	21万円以上	350万円以上
連続する8か月	24万円以上	400万円以上
連続する9か月	27万円以上	450万円以上
連続する10か月	30万円以上	500万円以上
連続する11か月	33万円以上	550万円以上
令和6年4月から令和7年3月まで	36万円以上	600万円以上

A表 ※**B表**に記入する場合は記入不要

選択する月 (連続する3か月以上の月)	品目						合計額
	電気	ガス	ガソリン	軽油	重油	灯油	
<input checked="" type="checkbox"/> 7月	13,301円	6,200円	円	円	円	円	19,501円
<input checked="" type="checkbox"/> 8月	14,000円	円	22,000円	円	円	円	36,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 9月	24,500円	7,200円	円	円	25,220円	円	56,920円
<input type="checkbox"/> 7月	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 8月	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 9月	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 10月	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 11月	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 1月	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 2月	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 3月	円	円	円	円	円	円	円
選択した月の合計額（光熱費＋燃料費）						112,421円（A）	

連続する3か月以上の月をお選びください。

領収書等をもとに、1円単位まで正確な金額を記入してください。

別途、記入した金額が分かる領収書等をご提出ください。

記入例（様式第1号）

- ※ **連続する3か月以上の月**を選択してください。
- ※ 記入した対象品目の経費を証する資料として、領収書等を提出してください。
- ※ 令和6年4月から同年12月までに開業等をした場合、選択可能な月は**開業等をした月の翌月**からとなります。
- ※ 特例を適用する場合は、該当する特例にチェックをしてください。
(内容は市公式ウェブサイトをご参照ください。)

法人成り特例 個人成り特例 事業承継特例

- ※ 本市が実施する以下の支援金の給付対象者は、下記品目の費用を除いて記入してください。
 - ア 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金
(対象外品目) 燃料費のうちのガソリン、軽油、ガス
 - イ 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金
(対象外品目) 燃料費のうちのガソリン、軽油、ガス
 - ウ 令和6年度市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金
(対象外品目) 光熱費・燃料費のうちのガソリン、軽油
 - エ 令和6年度市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金
(対象外品目) 光熱費・燃料費のうちのガソリン

B表 ※**A表**に記入する場合は記入不要

選択する月 (連続する3 か月以上の月)	品目							合計額
	電気	ガス	ガソリン	軽油	重油	灯油	原材料等	
<input checked="" type="checkbox"/> 4月	5,200円	円	2,200円	円	円	円	443,000円	450,400円
<input checked="" type="checkbox"/> 5月	7,200円	円	2,400円	円	円	円	589,500円	599,100円
<input checked="" type="checkbox"/> 6月	8,900円	円	2,300円	円	円	円	511,890円	523,090円
<input type="checkbox"/> 7月	円	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 8月	円	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 9月	円	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 10月	円	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 11月	円	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 12月	円	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 1月	円	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 2月	円	円	円	円	円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 3月	円	円	円	円	円	円	円	円
選択した月の合計額（光熱費・燃料費+原材料費）							1,572,590円（B）	

連続する3か月以上の月をお選びください。

領収書等をもとに、1円単位まで
正確な金額を記入してください。

- ※ 「原材料等」とは、原材料、消耗品その他市長が適当と認めるものをいいます。
- ※ **連続する3か月以上の月**を選択してください。
- ※ 記入した対象品目の経費を証する資料として、領収書等を提出してください。
- ※ 令和6年4月から同年12月までに開業等をした場合、選択可能な月は**開業等をした月の翌月**からとなります。
- ※ 特例を適用する場合は、該当する特例にチェックをしてください。
(内容は市公式ウェブサイトをご参照ください。)

法人成り特例 個人成り特例 事業承継特例

別途、記入した金額が分かる領収書等をご提出ください。

記入例（様式第1号）

※ 本市が実施する以下の支援金の給付対象者は、下記品目の費用を除いて記入してください。

- ア 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金
（対象外品目）燃料費のうちガソリン、軽油、ガス
- イ 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金
（対象外品目）燃料費のうちガソリン、軽油、ガス
- ウ 令和6年度市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金
（対象外品目）光熱費・燃料費のうちガソリン、軽油・原材料費のうち食材、消耗品
- エ 令和6年度市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金
（対象外品目）光熱費・燃料費のうちガソリン・原材料費のうち消耗品

3 給付対象の確認

該当するもの**1つ**にチェックをしてください。

該当する箇所に☑してください。

月	光熱費と燃料費の合計額 (A)	給付対象経費の合計額 (B)	給付対象
連続する3か月	10万円以上	150万円以上	<input checked="" type="checkbox"/>
連続する4か月	12万円以上	200万円以上	<input type="checkbox"/>
連続する5か月	15万円以上	250万円以上	<input type="checkbox"/>
連続する6か月	18万円以上	300万円以上	<input type="checkbox"/>
連続する7か月	21万円以上	350万円以上	<input type="checkbox"/>
連続する8か月	24万円以上	400万円以上	<input type="checkbox"/>
連続する9か月	27万円以上	450万円以上	<input type="checkbox"/>
連続する10か月	30万円以上	500万円以上	<input type="checkbox"/>
連続する11か月	33万円以上	550万円以上	<input type="checkbox"/>
令和6年4月から 令和7年3月まで	36万円以上	600万円以上	<input type="checkbox"/>

4 支援金申込（請求）額

該当するもの**1つ**にチェックをしてください。

開業等を行った月	支援金申込（請求）額
令和6年3月以前	<input checked="" type="checkbox"/> 75,000円
同年4月	<input type="checkbox"/> 68,750円
同年5月	<input type="checkbox"/> 62,500円
同年6月	<input type="checkbox"/> 56,250円
同年7月	<input type="checkbox"/> 50,000円
同年8月	<input type="checkbox"/> 43,750円
同年9月	<input type="checkbox"/> 37,500円
同年10月	<input type="checkbox"/> 31,250円
同年11月	<input type="checkbox"/> 25,000円
同年12月	<input type="checkbox"/> 18,750円

該当する箇所に☑してください。

記入例（様式第1号）

5 振込先

該当する箇所に☑してください。

前回の事業者エネルギー価格等高騰対策支援金の振込先口座への振込みを希望する場合（希望された場合は、本市において口座情報を確認します。）

→上記の☐欄に、チェックをしてください。

前回の事業者エネルギー価格等高騰対策支援金の振込先口座に変更がある場合

又は

前回の事業者エネルギー価格等高騰対策支援金の申込みをしていない場合（今回初めて申込する場合）

→以下に口座情報を記入してください。

金融機関コード	1	1	1	1	金融機関名	市川銀行											
支店コード	—	1	1	1	支店名	市川支店											
種別	普通・当座				口座番号	1	1	1	1	1	1	1					
口座名義人 (カナ)	カ)	イ	チ	カ	ワ	シ	ヤ	ク	シ	ヨ						

【注意事項】

- (1) 申込者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。
- (2) 口座番号が7桁に満たない場合は、頭に「0」をつけて7桁にしてください。

預金種別（普通・当座）を丸で囲ってください。

通帳見開きページに記載の名義人を記入してください。

記入例（様式第2号）

全ての項目にチェックしてください。

様式第2号（第7条関係）

誓約書・同意書

以下の内容を確認し、いずれかにチェックをしてください。

はい	いいえ	誓約・同意事項
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 申込内容に虚偽はありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 本支援金の給付後も、引き続き市川市内で事業継続の意思があります。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 納期限の到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人にあっては、当該本店又は住所がある市区町村の市区町村税）を完納しています。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 公共交通事業者原油価格高騰対策支援金、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金、令和6年度市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び令和6年度市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金の給付状況を市川市が確認することについて、同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 雇用保険法第4条第1項の被保険者又は健康保険法その他の医療保険に関する法律の被扶養者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 法人税法第2条第5号に規定する公共法人ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 宗教上の組織又は団体ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 政治団体ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 市川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。 法人の場合には、役員にもこれらの者はいません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12 令和7年度中に、本支援金を今まで一度も受けたことがありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13 本支援金の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14 申込書の不備その他申込者の責に帰すべき事由により令和7年10月31日までに支援金の給付ができない場合には、市長は当該申込みが取り下げられたものとみなすことについて、同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15 本支援金の審査に当たり、上記に係る事項を証明すべき事実を市長が公簿等により確認することについて、同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16 給付要件に該当しない事実が判明した場合は、給付決定の取消し及び支援金の返還に応じます。

上記事項に誓約・同意いたします。

誓約した内容と事実が相違する場合は、本支援金が受けられないことになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

令和7年5月15日

（あて先）市川市長

（申込者）所在地（事業所）千葉県市川市八幡 1-1-1

名称（屋号）株式会社市川市役所

役職名・氏名（自署）代表取締役市川太郎

印

個人の場合、代表者職の記入は不要です。

押印又は自署にてご提出ください。

よくある質問 (Q&A)

趣旨

Q1 この支援金を創設した理由は？

A1 エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金として、令和6年4月から令和7年3月までを対象とした事業者エネルギー価格等高騰対策支援金を創設しました。

制度

Q2 昨年、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第1弾）の申込をしました。今回の支援金も申込可能ですか？可能であれば、再度書類を提出する必要がありますか？

A2 申込可能です。提出書類の省略につきましては、9～17ページのいずれかをご参照ください。

Q3 確定申告書に収受日印がないのですがどうすればよいですか？

A3 国税に関する手続き等見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに対する収受日印の押印が廃止されたため、それ以前の申告書であっても、収受日印がないままご提出ください。

Q4 ガソリンの請求書にガソリンスタンド名の表記がありません。この書類だけで申込可能ですか？

A4 追加書類が必要です。レギュラー、ハイオク、軽油など、品目の表記のあるものを別途ご提出ください。

Q5 対象品目の領収書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A5 電気・ガス料金の場合は、ご利用の電力会社・ガス会社に支払証明書の発行を依頼してください。燃料費、原材料費等の場合は、請求元の会社に再発行を依頼してください。なお、利用額、利用者、利用月、利用会社を確認できるものであれば、WEBページのスクリーンショットでもかまいません。

Q6 経営している店舗の経費を計上したいのですが、請求書等の宛先住所、宛名が店舗になっており、業種的に証明書がありません。どうすればよいですか？

A6 店舗を借りたときの賃貸契約書など、繋がりのわかる書類をご提出ください。

Q7 兼業していますが、対象になりますか？

A7 個人事業者がアルバイトでの副収入を得ている場合も対象となります。具体的には、申込日時点において、国民健康保険に加入しているかどうかにより判断します。

Q8 申込日までに市外に移転した場合でも対象になりますか？

A8 【法人】申込日時点で市外に本店を移転された場合、対象外となります。

【個人】市外へ事業所の移転を行った場合、対象外となります。
ただし、自宅のみを市外に移転した場合は、対象となります。

Q9 「主たる事業所」はどのように判断しますか？

A9 原則、提出された確定申告書類に記載されている事業地で判断します。

【法人】法人税確定申告書別表1の納税地

【個人】青色申告者：青色申告決算書1枚目の事業所所在地
白色申告者：収支内訳書1枚目の事業所所在地

よくある質問 (Q&A)

Q10 国、県、市が実施している他の支援金を受給しています。併給は可能ですか？

A10 本支援金は、他の支援金等を受給している場合でも併給可能です。
ただし、本市が実施する他支援金の給付対象者は、一部の品目が本支援金の給付対象経費から除外されます。詳しくは5ページをご参照ください。

Q11 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ですが、対象になりますか？

A11 本業として事業活動を行っている事業者が対象となるため、サラリーマン等の被雇用者は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者も、他のご家族等の収入で生計を立てていると考えられるため、対象外となります。

Q12 令和6年4月～10月分と令和6年11月～令和7年3月分に分けて申込できますか？

A12 令和6年4月～令和7年3月分の支払額に対する申込は1回のみとなります。まとめてお申込ください。

Q13 個人の事業と法人の事業の両方を行っていますが、どちらも対象になりますか？

A13 それぞれの事業形態で給付要件に該当する場合は、個人の事業と法人の事業の両方が対象となります。

Q14 1か月分のみで光熱費が10万円を超えていますが、3か月分の領収書等を提出する必要はありますか？

A14 1か月分のみで給付要件を満たす場合、その他の月の領収書等の提出は不要です。

Q15 郵送申込を検討していますが、申込書はどこで入手できますか？

A15 市公式Webサイトに申込書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。
また、下記の窓口において申込書を配架しております。

配架場所	
北部	大柏出張所（南大野2-3-19）
中部	第1庁舎（八幡1-1-1）3階 商工課
	グランドターミナルタワー本八幡（八幡3-3-2）4階 408号 商工課
	市川駅行政サービスセンター（市川南1-1-1 ザ タワーズイースト3階）
	市川商工会議所（南八幡2-21-1）
南部	行徳支所（末広1-1-31）2階 総務課
	南行徳市民センター（南行徳1-21-1）

Q16 申込書の書き方が分からないので、教えていただけますか？

A16 事務局で対応しますので、050-3198-5682へご連絡ください。
土日祝日を除く、平日9:00～17:00が電話受付時間となります。

問い合わせ先

市川市事業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局	
TEL	050-3198-5682
メールアドレス	shien@ichikawacity-energy2025.com
郵送物宛先	〒277-0831 千葉県柏市根戸206-3 北柏ビル2階 市川市事業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

宛名ラベル



〒277-0831
千葉県柏市根戸206-3 北柏ビル2階
市川市事業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局 行